GJCAPE3

住所	
氏名又は 名　　称	（　　）

第　　号

令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

製造場等の 所在地及び名称	

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	（参考）調査対象期間
酒税		

備考	